



Title	農地植林転用の現段階的性格
Author(s)	宇佐美, 繁; USAMI, Shigeru
Citation	北海道大学農経論叢, 24, 155-182
Issue Date	1968-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10852
Type	departmental bulletin paper
File Information	24_p155-182.pdf



農地植林転用の現段階的性格

宇佐美 繁

目 次

I 問題の所在	155
II 植林転用の動向と問題	157
1. 植林転用の全国動向	157
2. 北海道における植林転用の地域性	161
3. 植林転用と土地所有	163
III 農民的土地所有の崩壊と植林転用—山村における実態—	169
1. 農民的土地所有と植林転用	169
2. 転用激発地域における農業経営の実態	173
3. 傾斜地農業と植林転用の関連についての若干の考察	178

I. 問題の所在

植林転用、それは地代序列において最下位にある林地に、農地がとってかわられる現象である。それゆえいかなる場合においても、ある特定の土地にとって農業的利用よりも、林業的利用のほうが地代負担能力が高い、と判断される場合におこる現象であるが、一般的には林地を切り開きながら農業生産の展開があるわけであるから、その逆な現象である植林転用が広汎に進行することはあり得ない。しかしながら35年以降の過程は、こうしたあり得ないはずの植林転用が無視し得ない勢いで進行し、とくに北海道におけるそれはこの5年間で2万町歩以上、総耕地面積の2%強を浸蝕するに至った。こうした植林転用は、同じく山村地域を中心に広がりつつある土地壊廃、耕作(ないし裏作)放棄とともに、都市近郊における住宅・工場・道路敷地等への転用と相俟って、日本農業を山村と都市から狭撃する結果となり、土地問題をかつてなく深刻なものとしている。

ところで植林転用そのものを考えると、その形態としては次の三つの場合がある。その第一は、農業経営が発展的に展開する中で集約化が進行し、土地の一部分(多くの場合農業生産にとってはもっとも不適用な場所)が農

家林としての利用に供せられる場合。第二は、全般的に農業生産が困難な状況に直面するなかで、最も耕境的性格の強い山村地帯の農業生産が破壊され、その後を襲って植林転用が進行する場合。第三は、優等地における生産力の発展によって耕境後退が必然化し、条件のある地域で植林転用が行なわれる場合である。

第一のような現象は、すぐれて個別経営の志向性にかかわる問題であって、件数は別としても面積としてはきわめて少数しかあらわれてこない。農家林そのものが、育林投資から始めることがきわめてまれであり、農家林としての利用に供されるまでには最低25年の歳月を要するからである。それ故少しでも多くの現金収入を確保すべく行動する大多数の農家にとってはほとんどあり得ない行為と断定してさしつかえないであろう。あるいはあったとしても、土地問題的視点からのアプローチよりも、経営学的視点からの分析の対象になることが多い。

問題は第二、第三のようなケースである。日本農業がほぼ35年頃より耕境後退の様相をみせていることは多くの人々によって指摘されているが、就中山村限界地域において鋭い。現在われわれが問題とする“大量の植林転用”は後でみるように植生がよく林業地域として立地条件のよい地帯において進行しているわけであるが、こうした転用の場合第二、第三との関連で、次のような問題があらためて提起されることになる。

それは現在の耕境後退が、優等地における生産力の発展によって必然化されたものではなく、そのままわが国の食糧自給率を低下させながら進行していることである。つまり、第三のケースではなく第二のようなケースが圧倒的だということである。こうした場合、そうした山村地域における農業破壊、その結果としての土地壊廃、植林転用が何故に惹起されたかを35年以降の農政の動向と、そうした地域における個別経営の状況とをつき合せながら解明することが重要であろう。さらにもう一つの問題は、現在の農地法のもとでは一度植林転用が認められた農地は、農地法の拘束からのがれ、誰の所有になっても規制出来ない仕組になっており、現在の植林転用の性格が山村地帯における農業荒廃の裏に咲くあだ花的性格のものであるとすれば、そうした土地が、農外者の所有、大であれ小であれ地主的所有に転化される恐れが多分にあることである。つまり農地解放によって、(特に山村地帯ではき

わめて不十分な側面を残していたが) 農民的土地所有が一応確立しつつあったにもかかわらず、それが“植林転用”というクッションを通じて破壊され、地主的土地所有へと逆もどりさせられる可能性が、濃厚に出てきていることである。植林転用が、農民所有の範囲内において経営の安定に寄与する方向に作用しているならば、あえて問題とすることはない。否、経営学的視点から正しく評価し、宣伝することさえ必要であるような積極的意義をもとう。だが所有権が農外に流れ出すに及んでは、農業が劣勢産業であり、なおかつ国内自給率の向上が叫ばねばならない現時点では、きわめてゆゆしい問題なのである。

こうした問題意識をもって次のような順序でアプローチする。

まず最初にかなる地域における現象であるかを明らかにする。これまでは農地壊廃の特殊北海道の現象としての視点から若干問題にされてきたが、われわれのような問題意識にたつと量の大小はあれ、全国的なそれとしてとらえるべきであり、そのことによって、逆に北海道の特殊性も浮きぼりにされるように考える。

次いで植林転用をになっている階層(農業か非農業か、農業の場合いかなる階層がそれを担っているか)を明らかにする。これは山林所有の動向が非農業と農業との間で、あるいは農家と不在地主の間でいかなる移動をしているのか、ということとつき合わせることによって、山村における農民的土地所有の大数的状況把握に一定の目安を与えることになる。

最後にこうした大数的把握を現実の農村実体調査で検証する。その場合まず植林転用の実体がいかなるものであるかをふまえながらその経営内的必然性と、所有権移転の状況を検討することになる。

II. 植林転用の動向と問題

1. 植林転用の全国動向

35年以降の植林転用問題に関しては、まだ本格的に解明した著作は見当たらない。それは一つは植林転用を含めた35年以降の全国的な耕境後退を土地問題としての視点から、全面的にせよ部分的にせよ解明する試みが、農業問題全般の中で不当に低くとり扱われてきた(というより農業問題の解明が平場農村に集中し、山村限界地帯を対象とした分析がほとんどなされてい

い) ことに起因するし今一つは、そうした土地問題を取り上げる著作の中でも、こと植林転用に関しては特殊北海道(就中北見・網走地域)的問題としてとらえられていたためと思われる。前者に関してはそれ自体早急に克服されねばならないものとしてあるわけだが、後者に関しては事実北海道の比重が圧倒的であったために、しかも府県の農地壊廃が主として都市近郊地帯を中心とした住宅・工場敷地への転用が圧倒的であり、山村地域のそれも耕作放棄ないし裏作放棄の形態が多かったためにやむえなかつたものと思われる。

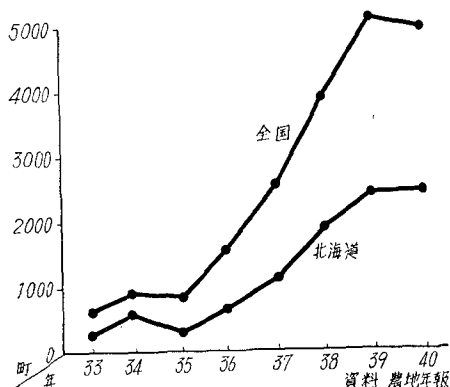
しかし、農地年報¹⁾の示す数字は、それ自体現実に進行している植林転用面積全体を反映していないにもかかわらず、第1図の如く35年を起点とする植林転用の伸びは、決して北海道だけの数字に支えられたものではなく、北海道と同じような伸び率でもって府県においても進行しているのであり、これがまさに全国的な、というより後でみるように特定の山村地域における共通した問題であることをしめしているのである。

この図から、われわれは予想をはるかに上まわる速度で植林転用が進行したし、現にしつつあることを知る。即ち、35年以前における植林転用面積はおおむね1,000町歩以内で推移してきていたものが、36年から年率50%以上のスピードで伸び

つつけ、39年に至っては5,000町歩をオーバーするに至った。しかも実面積は、人為壊廃面積や、農廢地造林面積等の資料からして、その2倍前後、最近では年間10,000町前後、と推定され、山村地域におけるその比重の大きさを知らされるのである。しからばこうした転用はいかなる地域で進行しているか。府県別に総耕地面積に対する植林転用面積の比重をとって整理したのが第1表である。ここには総耕地面積で植林転用面積(統計的にあらわれて

第1図 植林転用面積(4.5条計)

年	33	34	35	36	37	38	39	40
全国	617	961	888	1,509	2,504	3,829	5,066	4,982
北海道	327	601	376	692	1,140	1,818	2,410	2,465
(北比率)	52.9	62.6	42.3	46.0	45.5	47.5	47.5	49.5



第1表 植林転用主要府県別様相

$\left(\frac{\text{植林転用面積}}{\text{総耕地面積}} \times 10,000 \right)$

		35~36	37~38	39~40	計			35~36	37~38	39~40	計
	北海道	11	31	51	93	(中国)	島根	12	14	20	46
	秋田	1	32	15	48		広島	4	11	16	31
	石川	2	5	11	18		山口	7	12	18	37
(中部)	山梨	6	14	14	34	(四国)	愛媛	5	11	16	32
	長野	4	9	18	31		高知	7	18	30	55
	岐阜	2	4	10	16	(南九州)	熊本	2	5	25	32
静岡	10	22	26	58	宮崎		—	4	12	16	
(紀伊)	三重	2	9	13	29		鹿児島	3	20	28	51
	奈良	11	24	34	69						
	和歌山	4	18	25	47						

注1. 植林転用面積は農地年報，総耕地面積は1960年センサス。

2. 39~40年の数字が10(0.1%)以上の府県のみ。

いる数字のみ)を除しそれに10,000をかけた数字で10以上(39,40年合計)の県だけをかかげたが、この表から、北海道と同様の現象が静岡、奈良、和歌山、島根、高知、鹿児島等の諸県で進行していることが明らかであろう。この表だけからも、山村を多くかかえ、農業生産が停滞的な諸県に多いことから、それが35年以降の山村における農業生産の困難性の結果惹起されたものであろうという類推を妨げるものではないが、そうした点を明らかにするために、農林省の「地域農業の動向」による区別に従って転用面積に対する植林比率が30%以上の地域を、他の関連指標とともに整理すると、第2表のようになる。ここにかかげたのは、転用面積に対する植林転用面積30%以上の地域であるが、宗谷、根釧、石空を除いた北海道全域と、和歌山、奈良、高知、鹿児島を結ぶ西南諸県の山村地域、及び京都北部から山口県に至る中国山系の山村地域が植林転用の三大地帯とでもいうべく群を抜いており、あとは、中部山岳地帯周辺に散在する。これらの地域における共通した特徴は第一に35年以降の農業生産の困難性をもっともシビアにしめし、その具体的な表現としての耕作、裏作放棄、さらには挙家脱農の進行、それら

第2表 植林転用主要地域と関連指標

	農地転用		土地格価 (千円)		農家 戸数	製造業 出荷額 中パル プ木材 製品		農地転用		土地格価 (千円)		農家 戸数	製造業 出荷額 中パル プ木材 製品
	総面 積 (町)	植林 比率 (%)	植林 転用地 (反)	下畑 (反)				40年 35年	総面 積 (町)	植林 比率 (%)	植林 転用地 (反)		
北海道	4,025	57.3	30	23	81.6	27.7	京都市北部	109	42.7	60	47	89.7	5.0
石 空	1,123	23.9	30	33	86.4	19.3	島 根	215	39.5	60	44	90.6	24.4
上 川	496	55.1	60	58	84.9	55.2	美作(岡山)	60	28.2	30	44	93.7	38.2
留 萌	41	63.0	90	9	79.2	32.8	備後北	24	50.4	60	24	92.9	36.2
後 志	91	47.5	30	16	80.9	9.8	山口東部	127	36.1	30	40	92.0	23.9
道 南	189	31.4	90	22	81.3	12.3	高 知	187	33.8	90	58	85.1	29.9
日 胆	428	76.8	150	16	78.7	28.5	安 芸	16	40.6	—	35	79.3	44.4
十 勝	278	54.6	—	14	81.3	24.5	中 央	138	30.7	90	67	87.2	28.3
根 釧	101	3.0	—	7	78.1	37.8	幡 多	33	43.0	120	43	82.2	14.5
網 走	1,305	89.8	30	9	77.6	38.4	小 豆	20	33.5	30	60	80.9	1.8
上北下北	53	35.2	90	40	97.0	42.7	五 島	12	40.2	—	41	80.5	30.8
宮城東部	67	30.4	180	100	97.6	38.2	老 峽	3	30.3	60	29	92.5	0.4
上 越	132	31.8	60	59	95.2	2.9	对 島	13	46.2	120	63	83.7	21.3
外 房	26	42.9	300	114	98.8	12.4	熊 本	590	32.9	60	74	92.7	22.7
郡 内	641	33.9	120	182	97.5	9.0	阿 蘇	197	61.9	60	32	94.7	80.5
静岡東部	355	31.5	330	238	89.6	30.1	天 草	42	50.4	150	60	88.7	35.4
吉 野	27	58.0	150	58	87.9	78.6	鹿児島	553	51.6	60	47	88.7	23.6
紀 南	79	42.5	90	66	83.4	73.1	薩摩半島	200	53.7	60	44	87.7	15.2
							伊佐始良	140	60.2	30	41	89.8	54.8
							大隅半島	117	55.9	30	46	92.0	13.1

- 注 1. 41年地域農業の動向より。
 2. 植林転用比率30%以上の地域のみ。
 3. 植林転用地価格は坪当たりでしかないので、それを単純に300倍したものである。

に伴う農地価格の下落傾向をもっとも縮的に示した地域であったことである。それらの数字はすでに常識化しているのでここには示さないが、この表からも35年対比の農家戸数がほとんど80%台(全国平均92.3%)であることから、うかがい知ることが出来よう。第二は、木の成長にとっての自然条件には比較的恵まれ、それ故、産業としての木材、木材製品、パルプ等への依

存度が極めて高い地域である。これは関連指標として示したこの表の数字から明らかであろう。第三は、それらの結果として、下畑価格よりも植林転用地の価格が高く、植林転用したほうが農地売買にとって有利なことである。

こうしてわれわれは、35年を起点とする植林転用の進行が、30年代のインフレ傾向と貿易の自由化等の中で大きな困難に直面した山村農業地域の一般的傾向であることを確認することが出来る。北海道がずばぬけて高い数値を示すのは、そうした耕境的性格の強い山村、限界地帯を広汎にかかえているからにすぎない。

以下、北海道の分析に移る。

2. 北海道における植林転用の地域性

府県と異なって、広汎な山村限界地帯をかかえる北海道は、植林転用問題がまさに土地問題として一はやく提起された。しかし問題の性格が新しく、分析すべき資料がほとんど未整理であったためにせいぜい支庁単位のものにとどまらざるを得なかった²⁾。

しかし39年からの「造林事業実績」(北海道林務部発行)には、「農廃地造林」として市町村単位までの数値を整理しており、しかも補助金関係の資料を基礎としているので、きわめて詳細かつ正確な数値と思われる。農地年報に比すと面積にしてほぼ2倍くらになって出ているが、これは前にも指摘したように、農地年報の場合は届出によるためもれる可能性が非常に強いと思われる。造林事業実績においても農地と原野は区別してあるもののその正確度は充分ではない。しかし以上のような理由から植林転用に関する限り農地年報よりも造林事業実績のほうがはるかに正確であるし、詳細なデータを得ることが出来るので、以下その数字を基礎に分析を進める。

植林転用面積は全国的に39年をピークとして停滞の様相をみせているが、北海道においても全く同じであって、39年の5,185町歩を最高に40年、41年と微減し続けている。これは植林転用の直接的な原因であった離農ないし耕作放棄が一定の高さまで達した反映と思われる。しかし伸びがとまったとはいうものの北海道だけで年間5,000町歩(総耕地面積の0.6%)に及ぶ高い水準での横ばいであり、決して楽観視出来るものではない。それを支庁別(第3表)で見ると、総面積では網走、上川が年間1,000~2,000町歩と傑

第3表 農廢地造林地域別状況 (北海道)

	支庁別面積 (ha)				転用率 (%)	転用率3%以上の町村 (39, 40, 41年合計)							
	39	40	41	計		地域	市町村	ha	%	地域	市町村	ha	%
渡島	74	82	61	217	0.9	(北見内陸)	北見	868	8.9	(名寄周辺)	下川	271	8.5
檜山	86	86	125	297	2.0		留辺蘂	279	8.1		和寒	345	7.2
胆振	203	147	158	508	1.7		端野	345	6.8		名寄	167	3.4
後志	370	233	334	937	2.5		津別	358	6.4		(中川)	95	3.2
日高	98	134	128	360	1.6		美幌	562	6.5	(釧路高内台)	鶴居	117	4.8
石狩	103	77	62	242	0.5		女満別	394	3.4		阿寒	89	4.5
空知	342	403	442	1,187	1.1		上湧別	199	7.7	(空知)	芦別	233	5.2
上川	1,151	1,211	1,005	3,367	2.7		湧別	258	5.6		赤平	67	4.4
網走	1,981	1,807	1,669	5,457	4.5		喜茂別	204	10.0		栗沢	197	3.5
十勝	283	585	544	1,412	0.8		(羊蹄山麓)	京極	204	8.6	(桧山)	厚沢部	82
釧路	180	159	136	475	1.6	豊浦		147	6.4	(十勝)		広尾	135
根室	226	124	106	456	1.4	真狩		122	3.7		新得	148	3.2
宗谷	45	23	32	100	0.6	留寿都		81	3.4	中札内	69	3.1	
留萌	43	53	32	128	0.7	(大雪西山麓)	上川	84	7.0	(日高胆振)	日高	64	7.1
全道計	5,185	5,122	4,834	15,141	1.9		上富良野	395	6.4		穂別	89	4.8
							美瑛	497	4.2	(網走)	東藻琴	378	9.5
							愛別	100	4.2		生田原	106	6.3
							東神楽	110	3.5		滝ノ上	169	4.5
							(富良野)	258	2.8		網走	394	3.4

注1. 転用率 = $\frac{39\sim 41\text{年農廢地造林面積}}{37\text{年総耕地面積}} \times 100$ 林務部造林事業実績より集計。

2. 町村は41年農廢地造林20ha以上のみを対象とした(阿寒のみ19ha)。

出して高く、十勝、空知、後志と続いているが、それを3年間の合計転用率(総耕地面積で3年間の転用面積を除いたもの)で見ると、網走が4.5%とこ
こでもきわだっており、上川、後志、桧山が2%台で続き、逆に石狩、渡島、
天北で小さい。ところでこれだけでは支庁全域にわたっているか局部的に集
中のにあらわれているかの判断がつかないので、この3年間で植林転用率3
%以上の市町村を整理したのが第3表の右側である。ここから我々は天北

を除く北海道山村の全域で植林転用が進行していることを知ることが出来るが就中北見内陸（大雪山東山麓）、羊蹄山麓、富良野盆地（大雪山西山麓）、名寄盆地（北見山脈西山麓）の4地域に集中しているのを見る。これらの地域が全国的な分析の中で明らかにした共通性を強くもっていることはいうまでもないが、特に他地域と区別される特徴としては、いずれも盆地的地形の中にある内陸山村であり、しかも古くから農家造林の盛んな地域であったことであろう。これは北海道における転用地の植林樹種の6割以上をしめるカラマツが、風当りの強い場所、特に海よりの地域をきらいことと、植林・育林作業が一定の技術条件を必要とすることに規制されていると思われる。

かくして北海道における植林転用は、35年以降全道的に進行しつつある農地壊廃の内陸山村的形態として特徴づけることが出来よう。それは石狩・胆振を中心とした都市近郊型の農地壊廃、天北・根釧を中心とする耕作放棄、荒地型の農地壊廃とともに、北海道における農地壊廃の最大の特徴をなすものである。

3. 植林転用と土地所有

これまでわれわれは、現段階における植林転用がいかなる地域で進行しているかを見てきた。それはわれわれの分析が主として地域を検出するためのものであったと同時に、他の若干の関連指標とつき合わせることによって一般的な性格と要因までもおおよそ明らかにするようなものであった。しからばそうした特定の山村地域を中心に“勢をもって”進行している植林転用は、戦後農地改革によって創出されたところの農民的土地所有に対しいかなる問題を提起しながら進行しているのか。それを農廢地造林を遂行している主体の階層性の検討と、山林所有の農業と非農業の対抗関係を見る中から大数的に把握してみよう。

まず、農廢地造林を遂行する造林者が、必ずしも農家とは限っていない、というショッキングな事実をふまえて、その比重を整理してみたのが第4表である。この表によれば、毎年全植林面積の2割強が、農家以外のものの手で行なわれ、植林転用を媒介としながら年1,000町強の土地が農家から非農家へと所有権移転をし、それも植林転用を代表する3支庁においてすべて同じような動向をしめしているのである。こうした傾向を支庁別に見てみると、特に道南の渡島、桧山に強く、渡島では7割強が、桧山では4割強がそ

第4表 農廢地造林主体別状況

		全 道			後 志			上 川			網 走		
		39	40	41	39	40	41	39	40	41	39	40	41
造林者 (人)	計	7,494	7,121	6,901	572	394	511	1,448	1,474	1,388	2,530	2,218	2,145
	うち農家によるもの	6,034	5,508	5,636	435	276	418	1,298	1,308	1,242	2,197	1,861	1,859
	農家割合	80.5	77.3	81.7	76.0	70.1	81.7	89.6	88.7	89.5	86.8	83.9	86.7
造林面積 (ha)	計	5,185	5,122	4,834	370	233	334	1,151	1,211	1,005	1,981	1,807	1,669
	うち農家によるもの	4,138	3,901	3,753	292	161	269	945	1,003	852	1,642	1,375	1,330
	農家割合	79.9	76.2	77.6	79.0	69.1	80.5	82.2	82.8	84.7	82.9	76.1	79.7

造林事業実績より集計

うである。かくして植林転用地は、木が植えられる前からすでに農地の農外流出を許す結果となっており、農民的土地所有を徐々にではあるが、むしろみつつあることは明らかであろう。さらに一たん植林した後で、農家から非農家へと所有権移転するケースはさらに多いと思われる。その点は直接データを得ることは出来ないが、いかなる階層の農家が植林転用を担っているかを見ることによっておおよその見当はつく。というのは、北海道における農家の山林依存度は非常に低い。山林をもっている農家の中で30年から35年までの間に、林産物を販売した農家はわずか1割にも満たず、それも零細経営になるに従ってそうした傾向は強い。さらに販売した場合にも1ha当りの林産物販売金額はわずか1,000円であって、こと現金収入の面における林野所有の意味は、とくに零細経営においてはほとんどないといってよい。ところが植林転用なる行為は、そうした、経営にとってはあまり魅力のない山林を所有するために、しかも少なくとも25年以上資本を固定し、例え傾斜地であろうと毎年いくらかの収入をもたらす耕地を削りながら行なわれるものである。つまり零細経営農家においては、自家所有を目的とした植林行為はほとんどあり得ないことなのである。それ故にそうした階層によって植林がおこなわれているとすれば、それは、すぐにか、何年後かは別として、土地を高く売るためのものと考えていいであろう。しかも山村地域の農民層分解の形態が、ほとんど壊滅的なのであるとすれば、そうした植林地の買手は、パルプ、製材等の会社、団体を含めた非農家か、平場農村における上層農家の、不在地主的買入れということになろう。そうしたことを念頭におい

て作成したのが第5表である。たてにいった太線は、全道およびそれぞれの支庁の分解水準、いわばそれ以下の農家はすこしでも耕地を拡大していかない限り、農家生産を続けることが非常に困難であるような、そういう線であ

第5表 農地造林(農家)農地所有面積別実体

	造林者数(人)							造林面積(町)						
	3町未	3~5	5~7	7~10	10~15	15~	計	3町未	3~5	5~7	7~10	10~15	15~	計
全道計	704	1,245	1,213	1,105	873	492	5,632	313	744	826	826	637	405	3,751
檜山	76	350	29	12	5	—	166	19	25	23	13	4	—	84
後志	69	325	97	80	49	11	418	28	71	72	54	36	8	269
上川	149	21	357	240	110	46	1,242	63	177	256	199	98	59	852
網走	139	44	423	479	373	118	1,857	80	225	288	341	282	113	1,329
釧路	18	112	19	32	36	23	149	5	23	14	20	17	14	93

昭和41年度造林事業実績より

るが、全道的にみれば植林転用面積のほぼ半分が、少しでも耕地がほしいはずの農家群によって担当されていることがわかる。しかもこの線は水田地帯をも含めたものであり、実際の植林進行地帯は畑作地帯が圧倒的である点を考えるならばもう一段せりあがったところにひかれるべきものである。つまり、現在の植林転用地の3分の2近くは、その農家の手からはなれる危険性の非常に強いものであり、農家の手に残っていると看做す、農業的展開の見通しをほとんど失っているところで行なわれていることは明らかであろう。

こうした植林転用のもつ非農民的性格を総括的にしめすために33年から40年にかけて山林所有の構成がどのように変化しているかを整理したのが第6表である。この表は北海道の林務部で5年間を費いやして係員が山歩きをし、調査してつみあげた数字であるが、38年3月のものは33~38年におこなったものであり、40年度のものは38年4月から40年3月までの調査である。まだ後志、胆振、石狩、留萌、釧路、根室の6支庁は調査未完了のため以前と同じ数字を用いて計算した。

この表によれば、北海道の山林所有は、国有林、道有林を除くと、おおよそ農家と会社、市町村等の団体が4割ずつ、非農家個人が2割という構成になっているが、まだ未調査支庁が6もあるにもかかわらず農家所有の山林

第 6 表 山林所有規模別所有形態別山林所有面積

		5 ha未満	5~20	20~50	50~100	100~500	500ha以上	37年度 38年3月 合計	参考 40年度 (41.3月)	差 引
所 有 員 数 (人)	農 家	63,326	31,827	4,610	850	368	10	100,991	103,184	2,193
	うち不在地主	747	568	110	25	11	2	1,464	2,891	1,427
	非農家個人	18,701	6,776	1,572	629	564	66	28,308	35,168	6,860
	うち不在地主	2,196	1,372	361	196	228	40	4,393	6,915	2,522
	団 体	999	631	239	149	362	337	2,717	3,319	602
	合 計	(62.8) 83,026	(29.8) 39,234	(4.8) 6,421	(1.3) 1,628	(0.9) 1,294	(0.4) 413	(100.0) 132,016	— 141,671	— 9,655
所 有 面 積 (町)	農 家	138,239	293,924	135,313	56,398	63,052	8,648	695,574	666,263	▲ 29,311
	うち不在地主	1,970	5,283	3,464	1,565	2,304	2,490	17,077	25,065	8,018
	非農家個人	33,869	65,100	47,949	43,529	108,775	58,533	357,775	398,938	31,163
	うち不在地主	4,894	13,252	10,611	14,269	44,959	34,947	122,933	149,139	26,206
	団 体	2,427	6,432	7,570	11,058	88,589	550,036	666,091	687,726	21,635
	合 計	174,535	365,456	190,832	110,985	260,415	617,217	1,719,440	1,752,927	33,482

注 1. 林務部森林計画係資料(係員の現場目測集計による)。

2. この資料は5年継続調査によって完成するため40年度の数字は後志、胆振、石狩、留萌、釧路、根室の諸支庁は調査未了のため38年と同じくして計算した。

宇佐美：農地植林転用の現段階的性格

がこの5年間で3万町歩も減少し、逆に非農家個人が4万町、団体が2万町もの増加をみせ、農家所有の山林が大きく非農家へ流れていることをしめしている。これは植林転用地が市街地の商人等へ流れているという一般的風評を確実にうらずけていると同時に、パルプ、製材等の大資本が直接農家林の収奪に進出する段階には至っていないという、林地所有権移動の現段階的な性格をしめしているようである。ちなみに、非農家個人の員数は、この5年間に7,000人も増加しているのである。さらに全道の山林総面積はこの間33,000町も増加しており、そのすべてではないにしても、大半が農廢地造林に負っていることも否みがたい事実であろう。今一つ注目せねばならない事実は、農家、非農家を問わず、不在地主の比重が着実に高まってきていることであろう。農家にとってはこの間、員数にして2倍、面積にして8,000町増加しており、非農家個人においては員数にして2,500人(1.5倍)、面積にして27,000町増加させている。これまた農家経済の悪化につけこみ、他町村の山林までも集中する階層が生まれ発展していることをしめすものであり、農民的土地所有に敵対するものであることは言を待たない。こうした動向をさらに詳細にみるために調査済支庁に関してのみ農家と非農家個人の山林所有関係の変化をみてみたのが第7表である。この間植林転用の最も激しかった網走支庁においては、農家所有の山林が18,000町も減少し、逆に非農家個

第7表 調査済支庁の35年、40年の農家、非農家における山林面積増減

		渡島	檜山	日高	空知	上川	宗谷	十勝	網走
農家	35	22,386	24,648	39,179	38,123	680,131	22,401	117,495	114,372
	40	21,443	25,258	38,013	36,350	681,152	20,860	111,138	96,042
	増減	▲ 943	610	1,166	▲ 1,773	139	▲ 1,541	▲ 6,357	▲ 18,350
非農家	35	36,401	13,638	27,504	14,695	18,499	23,171	50,690	33,214
	40	37,238	15,249	28,016	17,998	19,378	30,719	48,949	51,361
	増減	837	1,611	512	3,303	879	7,548	▲ 1,641	18,147

資料同上。

人が18,000町増加し植林転用の現代的性格を最も端的に表現している。また農廢地造林者の中で農家の比重が85%前後と高かった上川支庁においては、農家所有そのものの数字はほとんど変わっていないが、その内容を見ると

農家不在地主所有の面積が2,700町から8,500町へと3倍以上の増加があり、山村の零細下層農民から平場上層農へと土地の移動があったことをしめす。他方、造林主体に非農家が多かった渡島、芦別・赤平周辺を中心に植林転用が大きく進行した空知が網走と似た傾向をしめしているし、農地壊廃が最も深刻に進行している宗谷においては、山林所有までが農外へ大きく流れていることが注目される。

かくして北海道における植林転用問題を土地所有との関連で性格づけると次のように整理される。

35年を起点とする植林転用の増大は、日本農業が発展的に展開する中から必然化されたものではなく、高度成長下のインフレ政策と貿易の自由化、農業基本法体制の下で余儀なくされた耕境後退の、山村地帯における表現形態であった。それ故に、それは最初から農民的土地所有の危機として提示される基礎をもつものであった。そうした基礎の上に進行した植林転用は、それが植林される時点からすでに、2割以上の面積が非農家の手に所有権が移動し、極端な地域では6割強が非農家の手になるものであった。それだけではない。山村地域における農業経営の破壊を基礎としたこうした現象は、植林転用地をも含めた農家林を大量に非農家へと流出させる結果を招来しており、確認した数字(全体のほぼ半数)だけでもこの5年間で数万町にのぼっているのである。しかもそれが、この間最も植林転用の激しかった網走支庁において2万町弱と最高であり、上川支庁においても非農家ではないが上層農家による不在地主的形態による山林集中が進行したのであった。

かくしてこの間の植林転用が、その深部において実は農民的土地所有の壊滅と一体となって進行しているものであることを我々は確認出来るのである。

- 1) この統計資料は都道府県段階で市町村から集約した数字を、農林省農地局でとりまとめたものだが、その解説でも山林転用が無許可で行なわれやすく、実際はかなり膨大なものであることを指適している。事実、農林統計の農地人為壊廃面積(層地調査)と農地局の転用面積(届出による層人調査)との開きは2倍以上である。
- 2) 林業経済関係からの分析では、植林転用そのものとして扱ったものはいまだなく、農家林の問題や全体的な造林事業の動向を扱う中で若干ふれられているのみである。(例えば霜島茂:北海道農家林業の実証的研究,福永義照:農家林の経営経済的性格,松井善喜:北海道の森林取扱いに関する研究)それ故そこで分析は

我々がこれから行なおうとする山村における土地問題という視点よりも、農家経済と山林経営の関係を明確にする意図をもったものであって、いわばわれわれが整理した植林転用の三類型のうちⅠにあたるものが多い。このことは林業生産全体からみれば、農廢地造林そのものはほとんど問題にならない比重しかしていないことと大きく関連しているように思われる。ただ松井善喜氏の著作の中で第一次大戦後の不況期に「焼畑式に耕境を越えて増反した畑は地力の低下と農作物の価格の暴落によって耕作放棄のやむなきに至った。当局は大正9年より農廢地造林補助規程を設けかかる荒れた土地の植林に対し指導助成を行なった」とし、さらに昭和恐慌後の時期にも耕作放棄された土地が広汎に出て、その後に植林されていった事実を指適されているが、これらの現象は現在の事情とすこぶる類似性がある興味深い。

III. 農民的土地所有の崩壊過程と植林転用 ——山村における実態——

第一章でみた植林転用の進行と林地化した農地の農外への転出ないしは不在地主的形態への移行は、具体的にはいかなる姿をもって進行しているのか。それは農業経営の内部からいかにして必然化されたのか。それを明らかにするのがここでの課題である。

われわれはその対象として、北見内陸でも最も激しい動きを見せる北見市美里部落、津別町二股部落を選んだ¹⁾。

1. 農民的土地所有の崩壊と植林転用

全道的にみて、もっとも高い転用率をしめす北見市、津別町の中でも、目立って大きな動きをしている前記2部落の、35年からの農業展開はいかなるものであったか。それを60年センサスと現地調査の数字を基礎に、戸数、耕地面積等について整理したのが第8表である。(この8表と9表の数字は美里、二股両部落とも部落全体のものではない。部落のなかでさらにいくつかにわかれている一つ(1区)を対象としたものである)。

この表から、両部落ともに程度の差はあれ35年以降農業が壊滅的に展開している地域であることは明らかであって、第1章で指摘した現段階における植林転用の一つの性格を具体的に実証している。農家戸数の減少が激しく、しかも戸数の減少が残存農家の規模拡大に必ずしもつながらず、その圧倒的部分が農廢地造林として苗木におおわれていく。それ故残存農家の耕作規模は4.1町から5.6町、あるいは5.4町から6.8町とほんのわずかな、農業の質的転換をもたらすにはほど遠い程度にしか変化せず、これだけの離農者

を出しながら、さらに何戸かの離農予定者が控えているのである。こうした姿が、植林転用進行地帯のもっともテピカルなものであろう。しかも農地を潰しながら進行する植林地も含めて、山林の所有権そのものが部落内の農家から大幅に移動していることが特徴であろう。かくして、山村地帯における植林転用の進行は、農業の全面的とさえいえる後退、耕境後退の一つの表現形態であり、それが農民的土地所有の崩壊過程であることが実証的にも確認されるわけである。そうした崩壊過程がいかにしてもたらされたかは、第2節において若干の分析を行なうが、そのまゝに、当該部落から農外ないし不在地主的所有形態への移行が、具体的にどのようにして進行しているかを35年以降の離農者の跡地処理の状況を見る中から明らかにしたい。

第9表は対象2部落について、35年以降の離農者に関して、その跡地処分の状況を一覧表にまとめたものである。美里のA部落においては、35年以降、8戸の離農者と1戸の転出者があり、その離農理由は後継なし3戸、耕地狭少が2戸、病弱1戸等々となっているが、「後継ぎなし」理由は、それだけこの地域の農業の魅力のなさを物語っていることを考えると、これらの理由のほとんどを、農業で生計をたてていくことの困難さの反映として読みとることが出来る。しかも戦後15年間、この地域における離農がほとんどなく、36年から急速にそれが進行しはじめていることは、インフレを基調とする日本経済の、農家経済、農業経営におよぼす影響及び輸入農産物の増大による畑作物と山村酪農の打撃をぬきにして考えられないことをしめして

第8表 対象2部落基本指標

		美里 A部落	二股 B部落
総農家戸数 (戸)		35	18
		42	5
	増減	▲ 9	▲ 13
総耕地面積 (町)		35	96.4
		42	34.0
	増減	▲ 19.6	▲ 62.4
一戸当り 耕地面積 (町)		35	5.4
		42	6.8
農 廢 地 造 林 面 積	離農者	16.4	76.0
	残存農家	* 16.0	29.5
	計	32.4	105.5
部落内農家 保有山林 面積		35	144.0
		42	53.0
	増減	▲ 13.8	▲ 91.0

注1) 35年はセンサスより、35年の保有山林面積(美里分)及び42年数字は現地調査より。

2) 農廢地造林面積は35年以前も含む。

* 5戸の農家分より判明しなためそれに $\frac{11}{5}$ をかけた数字である。

宇佐美：農地植林転用の現段階的性格

第9表 離農跡地処理状況

農家 記号	離農(転 出)年	離(転) 理 由	所有面積		買手(農家)		買手農外 及び部落外		離農後も 自己所有		離農時 における 植林転 用面積	その所有
			耕地 (町)	山林	耕地	山林	耕地	山林	耕地	山林		
美 里 A 部 落	A	36	後継者なし	8	5	7		6(1)			1	部落外へ
	B	37	経営面積狭 少	5		3		2			2	"
	C	37	後継者なし	10	5	8.7				(1.3) 6.3	1.3	自分
	D	37	息子夫婦と 不仲	10		10						
	E	37	病 弱	2.9		2.9						
	F	38	農業に見切 り	4.6	5.4					(4.6) 10	4.6	自分
	G	39	条件のより いいところへ	7.0	10.0	3.5				3.5 (5.0) 10		
	H	41	後継者なし	11.5		4.0				3 (4.5) 4.5	4.5	自分
	I	41	耕地狭少	4.0		4.0						
計	8人 1人		63.0	25.4	43.1		8(1)	6.5 (15.4) 30.5		13.4		
二 股 B 部 落	A	34	病 弱	5	16			(5) 21			5	部落外へ
	B	36	農業見切り	6	16	6.5				(6) 15.5	6	自分
	C	37	経営面積狭 少	4						(4) 4	6	"
	D	38	農業見切り	8	11	8		11				
	E	38	耕地狭少	4						(4) 4	4	自分
	F	39	"	4		4						
	G	39	農業見切り	7	40	7				(13) 40		
	H	39	"	20	10	2				(18) 28	18	自分
	I	40	経営不振	8	4					(8) 12	8	"
	J	42	後継者なし	8			(8) 8				8	部落内農 家へ
	K	42	"	10	10					(10) 20	10	自分
L	42	耕地狭少	3	7	3		7					
M	35	より条件の いいところへ	4						4			
計	12人 1人		91	114	24 (8) 14.5		(5) 39	4 (63) 123.5		63		

① 部落内での聞き取り調査である。 ② () 内農廢地造林面積。

いる。その点は後で個別経営に側してさらにくわしくみることにして、そうした理由にもとづく離農者の跡地がどのように処分されているかをみると、離農者・転出者の所有していた耕地面積63.0町のうち、部落の残存農家に譲渡されたのはその3分の2にあたる43町だけであり、残り20町は13.4町が植林転用されて農外にもち出され、6.5町は他部落から通い作しているのと、離農者がそのまま持っているものである。山林に至っては25.4町あったものがすべて離農者とともに農外へともち出されている。かくて山林を含めて農民的土地所有のもとにあった89.4町の土地の半分以上にあたる45.3町の土地が、この間の離農によって農外の所有下におかれることになった。こうした、一応そのほとんどが離農者の所有ということで農外へ出た土地が、その後どうなっているかはつかむことが出来なかった。しかし一般的には、離農者の性格からして、現在植林した土地が現金をもらすまで、(少なくとも25年かかるわけだが) 待てるものは半数にも満たないのではないか、と思われる。事実美里部落全体に関してみると判明した分だけでもすでに35年以降の植林転用地の35%にあたる土地が、離農者の手から離れて市街地の商店や木材業者、他部落の農家等の所有になっている。

次に二股の部落についてであるが、基本的には美里A部落と同じ動向をしめしながらも、その数倍の激しさでもって転用が進んでいる。ここでも35年以前は4~5年に1人くらいの単位でしかなかった離農者が、35年以降は加速度的に増加し、35年18戸の農家がすでに5戸になり、その5戸も全てが農業経営に展望をもって残っているわけではない。離農理由は美里A部落と全く同じであり、その性格の類似性をしめしている。ここでは離農者の耕地面積91町のうち、部落の残存農家の規模拡大に結びついた分はわずか24町であり、残りのほとんどが、植林転用をクッションに農外へと移動し、山林においても114町のうち残ったのは新たに加わった植林転用地も含めてわずか14.5町でしかない。二股の場合もこうした農外へもち出された土地が、その所有権をどう移動させているかはつかむことが出来なかったが、津別町市街で、林地所有が商店主や公務員、農協の職員等の間でも静かなブームをよびおこしている実情から考えても離農者の手から離れている土地が少なくないことは容易に推測出来るのである。ちなみに、跡地処理の段階ですでに40町近い土地が木材会社と他部落の農家の手に移っていることが確認

されている。

以上で対象2部落についての植林転用の実態に関する分析は終えるが、そこに共通している内容は、①35年を起点とする離農者の激増であり、②その離農の性格が基本的には貧農型であり、③離農者の土地は、耕地の大半が植林転用されて残存農家の規模拡大に結びつくことが少ないだけでなく、④その植林地は、自然林とともに、ほとんど農外へもち出されるということであった。しかも一度もち出された土地は、農業的利用を全く拒否するだけでなく、年々高騰する植林地価格と、所有の財産的性格によって、後でみるように残っていてようやく農業を発展的に展開する条件を獲得した農家の、外縁の拡大を決定的に妨げる性格を持ち、それ以前の問題としても、残存農家の経営に対する意欲をそう失わせることはなほだしいものがある。

こうして現在進行している山村地帯における植林転用は、基本的性格として、それが農業解体の一つの表現形態であるだけでなく、その解体を促進させる性格をもったものということが出来る。そのことはとりもおさず農民が農地改革でようやく獲得した農民的土地所有の山村における崩壊過程なのであり、逆に所有の大小は別としても山林における土地所有の性格を一層地主的なものにさせていく基礎を与えるものであろう。現時点で大切なことは、そうした現象が非農業側、あるいは山林不在地主からの土地所有に対する直接的な挑戦²⁾によって進行しているのではなく、山村地帯における農家経済の貧困化、農民層分解の全面落層化、離農者の増大とはアンバランスにしか進行しない規模拡大、といったことの結果として、いわば迂回的に進行していることである。

しからば、林業地代にとってかわられねばならないような、山村地域での農業経営とはいかなるものであるか。それを二股地区の残存農家の経営状態の分析を基礎に明らかにしたい。いわば植林転用をもたらした要因を、農家経済、農業経営の分析を通じて、農業内部から明らかにしようとするものである。

2. 転用激発地域における農業経営の実態

前述のように、我々が対象とした二股B地区においては、すでに5戸しか残っていない。この中から3戸を選んで農家調査を実施し、その結果と二股部落全農家20戸に関する部落調査の数字とをつき合せながら、植林転用

激発地域の農業構造をみしてみる。

この部落の歴史は、昭和初頭の民有未墾地払下げに始まる。地主が木を全部伐切した後の荒地を1戸分10町単位で払下げをうけた。対象とする3戸のうち1戸は、その時から営農開始しており、他の2戸は、1戸は終戦後復員してから、1戸は昭和26年に分家したものである。戦前は荒地に比較的強い菜豆と、昭和10年頃から始めたハッカが中心であったが、戦後ハッカが大きく後退する中で豆単作的色彩を強め、それが現在においても部落全体の総耕地面積150町のうち90町と圧倒的比重をしめている。そうした豆一本の経営が、29年からの連続冷害で大きな打撃を受け、そのことを契機に牛の導入に伴う牧草と、ビート作付が伸びをみせはじめた。30年代前半は半数以上の農家が牛を飼養し、35年頃までは、それが順調に推移するかに見えた。だが乳牛100頭祭を目前にして、農家は相次で脱落していった。植林転用は、丁度その時点から始まる。こうして植林転用は、山村における酪農発展の坐折をその前史にもつ。

現在、農家現金収入の主要な源泉は、牛飼養農家においては豆3、ビート3、乳代4くらいの割合であり、非飼養農家にあつては、豆6、ビート3、その他1くらいの比重である。部落の大半をしめる下層農家においてはこれらの他に山仕事を中心とする農外収入がかなり大きな割合を占めている。部落全体の20戸を相収益を中心に階層区分すると、150万円以上の上層はなく、90万円以上の中農上層が乳牛飼養農家に2戸あるだけで、残りは50万円～89万円の中農下層7戸、50万円以下の下層11戸に区分される。つまり、35年以降大量の脱落者を出しながらも残った農家も依然として圧倒的に下層農家が多いわけである。

我々が対象とする3戸は1戸(Aとする)が中農上層に位し、この部落の最上層農家と目され、他の2戸(B.Cとする)は下層に区分される。

最初に土地所有の状況から検討する。第10表は、現在の所有面積と土地の移動、地目変換の状態を個別農家毎に整理したものであるが、残っている農家においても耕地の外縁的拡大力は非常に弱かったことは明らかであろう。これらの農家にあつては、35年以前には畑、山林合せて32.9町、1戸平均11町もの規模拡大を行なつて発展的姿をみせていたものが、36年以降になると畑8町、山林1町、合計9町、1戸平均わずか3町の拡大しかなされ

第10表 土地所有面積と土地移動（二股調査農家）

	家族(人)			所有土地面積 (ha)					購入土地面積 (ha)				植林転用 (ha)		
	家 旋 数	農 従 者 数	総 計	山 林		耕 地			35年以前		36年以降		合 計	35年以降	
				合 計	(人工 林)	合 計	ビ ト	豆	畑	山 林	畑	山 林			畑
A	4	6	2.8	22.5	11.0	(8)	9.5	3.0	2.7	5.0	6.0	6.0	5.0	6.5	
B	4	4	1.8	18.0	12.5	(8.5)	5.5	1.8	2.7	13.0	2.0	2.0	13.0	0	
C	6	2	1.8	15.9	10.5	(10)	2.9	1.8	1.0	14.9	1.0	15.9	5.0		
計	14	12	6.4	56.4	33	(26.5)	17.9	6.6	6.4	32.9	8.0	41.9	11.5		

ておらず、逆に畑・原野をつぶした植林転用が11.5町、平均4町も進行したのである。特にC農家においてははっきり経営を縮小する方向にあり、夫婦2人で食いのけるだけの耕地を確保した残りは、すべて林地転用を行なっている。この経営がこうした縮小へと向ったのは35年以降である。32年から飼養しはじめた牛が35年で3頭になったもの一向もうからず、後継ぎも農業経営に見切りをつけることによってこうした方向は決定的になったのであった。希望を託した酪農の坐折による離農は、経営内のみれば最も数多いようである。

二股部落最上層農と目されるA農家においても、畑作主酪農混同のかたちで推移した35年以降は、トラクターをもたず、若夫婦2人と父親だけの労働力構成ではおよそ10町の経営規模は最大限のものであり、それが、耕地購入分だけ、相対的に土地条件のよくない耕地の植林転用となってあらわれているわけである。しかし牛の頭数がようやく順調にふえはじめてきた現段階においては、特に労働力条件の制約により、畑主酪農混同から、急速に酪主畑作に動きはじめており、数年を待たずして酪専的経営へと転換する見通しをもっている。ここに至って、近距離にある離農農家の植林転用地が、この農家の規模拡大にとって大きな阻止要因になってきている。つまり、その土地が植林転用された時点、昭和38年には、この農家にとって反10,000円も出して買わねばならない土地ではなかった。耕地は家族労働力ぎりぎり分だけ、というより土地条件、耕作条件の悪い土地は植林転用出来るほどに獲得されていたし、乳牛も、成2、仔2で、それだけの粗飼料基盤は耕地の一部分と山林放牧地から充分得られていたからである。しかしそれ以降全道

的に進行し、この農家も農業を続ける限りそうせざるを得なかった多頭化の過程は、早くも土地所有の制限と衝突するに至り、この農家をして規模拡大への志向を必然化させた。だが、最も条件のよいそれらの土地は、すでに樹齢3年、反3万円以上の価格となって、経営の発展的展開を阻止しているわけである。ここにわれわれは、植林転用が農業壊滅の後を襲って進行するものである。という規定と同時に、それが可能性をもつ山村農業経営の発展的展開にとって大きな桎梏ともなっていることを指摘せねばならないのである。

B農家は、36年以降も耕地2町の規模拡大を行ない、植林転用地もなく、他方で自然林の人工林化を5町6反も行ない、山村にあって必死に農業経営を守っている農家として評価することが出来る。3戸のうちこの農家だけは牛飼養の経験がない。現在全部落20戸のうち、11戸をしめる下層農家は、この農家同様、牛を導入する資金もなく、豆とビートによる地力収奪的農業を必死に続けており、結果的には山村農業の守り手になっているものの、将来的展望は全ったく持ち得ずに貧困の中にあえいでいることは、大きな問題であろう。

次に生産手段の所有状況と設備投資であるが、基本的な生産手段たる成馬と畜力用プラウ、ハロー、カルチ、それに石油発動機、自動脱穀機、カッターは3戸とも所有しているが、三畦カルチは2戸、畜力ふんむ機は1戸だけである。トラクターは部落には2台入っているが、この地区にはない。し

第11表 生産手段の所有状況と設備投資 (二股調査農家)

	農機具導入年次()内は最初の導入年							耕起面積 (ha)		35年以降の設備投資 (千円)			乳牛	
	石油発動機	自動脱穀機	カッター	畜ふんむ力機	三畦カルチ	ヘイレイ機	モ成	馬	トラクター	農機具	その他	合計	導入年	頭数
A	S S 28(10)	39	30(18)	37	42(30)	36	36	2	9.5	400	(住宅サイロ) 1,325 (畜舎) 70	1,725	30	3 7
B	36	36	○	なし	なし	なし	なし	1	3.5	2	150	220		
C	36	36	36	なし	39	なし	なし	1	2	1	230	0	230	32 3
計	3戸	3戸	3戸	1戸	2戸	1戸	1戸	4頭	5.5 ha	12.5 ha	千円 780	1,395	2,175	6 7

かし耕起と整地は、賃耕の形で入ってきつつあり、A農家は全耕地、B.C農家はビート作付地だけはトラクター耕になっている。牧草をつくっているA農家には、畜力モアとヘイレキが36年から入っており、30年から入っているビートの畜力用掘取機と合せて畜力用の作業体系はほぼ整って他の2戸を圧倒している。かくして、こうした生産手段の所有状況からしても、労働力条件と合せ考えて、離農農家の1戸分をそっくり併合出来るような条件にある農家は、せいぜい酪農化を志向した場合のA農家だけであるが、それとて酪農の地代負担能力からして、まともに兼併するのはむずかしいであろう。B農家の場合はまだ3~4町はほしいところであろうが、その場合は三畦カルチ、散ぶん機、播種機等の生産手段に対する投資も同時に要請されるだけでなく、傾斜地の地力を維持するための費用が毎年かなり多くかさむことになろう。つまり規模拡大を志向することによって、牛の導入をどうするか、があらためてこの農家の前に提起されるであろうから、次にみる経済収支とにらみ合せると非常に困難を伴うものといわざるを得ない。ただ、山村に圧倒的に多いこうした農家こそ、農政が大切に育ててやらねばならない階層であることは言うまでもない。

最後に、これらの農家の農家経済状態を見てみる。ただし、この表の基礎数字は昭和41年のもので、北見地区は冷害年であった。特に豆の打撃は

第12表 農家経済収支総括表(二股調査農家) (単位千円)

	①			②		③	④	⑤	⑥	⑤-⑥	負債(42.4.30)			
	農業収入(千円)			農業支出		農業所得	農外収入	農家所得	家計費	余剰	負債(42.4.30)			
	農産	畜産	合計	合計	肥料						短期	長期	合計	今年要償還
A	914	405	1,319	719	149	600	7	607	360	247	—	1,208	1,208	101
B	281	—	281	107	70	174	75	249	300	— 51	—	64	64	18
C	432	—	432	100	70	332	100	432	400	32	—	—	—	—

かなり大きかったので、収入が若干少なくなっていることをことわっておく。

まずA農家であるが、農産収入91万円、畜産収入41万円計132万円の水あげがある。ここでは牛飼養がビートの反収を高めるのに大きな役割を果たしており、冷害年でありながらも4t以上の収量をあげ、それが豆の減収をカバーした。農業支出は72万円であるから、農業所得60万円となり、36

万円の家計費をさしひいても25万円の余剰を出しているわけである。こうした余剰が、ここ4~5年の間に農機具へ40万円、住宅へ130万円の投資となつてあらわれている。借入金も120万円と多いが、内訳をみると38年の農地取得資金80万円と39年の災害資金25万円がその主なものである。住宅も整った現在、家計費の若干の増大を考慮しても発展的展望をもつ農家といえるが、一步前進させて酪農専業を目指す場合、土地購入、畜舎増築、さらにはトラクター導入といった投資が目前に控えているため、ここしばらく困難が続くと思われる。

B農家は豆中心の経営であったために打撃がもっとも大きく、28万円の粗収益しかない。経営費の最大限と思われる節約と、農外収入によってかろうじて生活を維持しているが、借金のないことが強みである。Cの場合も、ビート比率が高かっただけ救われている感じであるが、基本的にBと同様であることは表から明らかであろう。

こうしたB・C農家のように若干の農外収入に依存しながらも、借金がほとんどなく、しかもきまって非酪農農家であるというケースは、北見内陸山村貧農層を最もよく代表するタイプの一つである。これは農協が金を貸さない選別政策等の反映としてもみることが出来るが、他方では酪農導入——負債の増大——脱落という近隣農家の姿から学んだ下層農民の知恵——必死の努力に支えられている知恵としても評価することが出来よう。

3. 傾斜地農業と植林転用の関連こつての若干の考察

われわれは第1節と第2節において、植林転用が具体的はどう進行し、それを許さざるを得ないような農業経営の実態はいかなるものであるかを見てきた。そこで確認されたことは、残存農家の規模拡大能力は、非常に弱いものであり、離農がそのまま跡地の植林転用となつて結果し、それが一定のタイムラグをもつて逆に残存農家の経営の発展を妨げる働きをしていること。こうした耕境後退と結びついた形の離農あるいは経営の縮小は、最後の望みを託した酪農の坐折の結果もたらされており、またそうした形での離農の続出によって、逆に残存農家の多くに非牛飼養農家のままで地力収奪的農業を続けさせる結果を紹いていること。こうした農家の多くは懸命に農業生産を遂行することによって現在では實質的に山村農業の守り手となっているが、それは経営的には現状維持がせいっぱいであり、現在のな条件のもと

では発展的に展開する展望をもち得ず、しかも地力収奪的農業であるが故に、(この間ずうっとそうであったように)大量の脱落者を生み出す基礎、それ故植林転用が進行する基礎をもっていることであった。ここで、あらためて提起される問題は次のことである。

全道的に、勢をもって進行している植林転用が、こうした農業展開、山村傾斜地農業の危機に基礎をおいているとすれば、傾斜地農業をかくる姿のまま放置しておいていいのかどうか。本源的な地力を収奪しつくすまでが傾斜地農業の生命なのかどうか。

そこで再び二股部落に登場してもらうと同時に、それに対比、検討する対象として、同じ津別町の山村傾斜地に位置する東岡部落第C区を分析し、そこから植林転用の背景にある傾斜地農業の問題点と展望を明らかにしたい。

東岡部落の歴史は、35年頃までは二股部落とほとんど変わらない。条件の違いは、傾斜度が若干ゆるいことと、伝統的に農家造林が盛んであったことである。どちらも津別町有数の貧乏部落とされていた。それが35年を境に、くっきりと明暗を分けて農業展開をする。その端的な表現が農家戸数の変化と、現在の両部落農家の経済状況の違いである。二股B地区は前述のように18戸から5戸へと激減したが、東岡C区は、35年の15戸が42年現在もそのまま営農を続けており、しかも、二股の場合、残っている農家のほとんどが下層貧農に区分されるのに対し、東岡C区においては、最下層の農家でさえ、41年冷害時に50万円の農業所得を得、下層に区分される農家は1戸もないのである。離農→残存農家の規模拡大→自立経営の成立、これが政策の基調であり、35年以降政府の最も力を入れ宣伝してきたコースであった。だが現実はいかにも違っている。われわれは、こうした相違が何故でできたのか、ということをも、第13表に整理した数字を中心に検討し、それを通じて、提起されている山村傾斜地農業の問題を考えてみたい。

この表は、二股部落全戸(20戸)、及び東岡部落地区(15戸中14戸)に関する経営・経済指標を1戸平均でしめたものである。ここから2部落の共通点と相異点を整理すると共通するものとして、①耕地面積は、乳牛飼養農家と非飼養農家の間に差がないが、単位面積当りの粗収入、農業所得は、飼養農家において圧倒的(特に二股地区において)に高く、②牧草を除く農

第13表 牛飼養・非飼養農家別、農家概況(二股・東岡部落)

	戸数	乳牛 合計(成牛)	土地面積(町)					農業収入(千円)			負債(千円)				
			総所有面積	耕地面積	豆	ビート	牧草	農産	畜産	合計	所得(千円)	合計(長期)	今年償還		
(二股)	牛飼養農家	9	6(3)	20.7	8.5	3.0	1.3	2.1	491	324	815	352	1,264	(864)	502
	非 "	11		13.8	7.1	5.0	1.3	—	394		394	139	605	(410)	336
(東岡)	牛飼養農家	9	7.4(4)	18.1	10.2	3.7	1.6	2.0	962	429	1,391	725	823	(579)	358
	非 "	5		20.8	11.0	5.6	1.5	0.7	1,120		1,120	679	333	(257)	142

(津別農協資料より)

産物の単位面積当り農産収入も飼養農家において高く、酪農導入の有利性をしめしているが、③借入金による経営圧迫もまた飼養農家において著るしく、その意味では酪農導入の困難性をしめしている。他方、両部落の相異点をみても、④二股部落の非飼養農家は粗収入40万円、農業所得15万円という、極貧農層の集団であって、これらは地力維持的作物を全ったくもたず、豆とビートの連作的経営を行なっているのに対し、東岡にあっては、非飼養農家にあっても緑肥としての牧草が栽培され、しかも急速に全農家が乳牛導入へと向いつつある。⑤借入金に関しては飼養農家が額が多い点は共通しているが、絶対額としては二股部落、とくに牛飼養農家において傑出している。

かくしてわれわれは次のような結論を得る。山村傾斜地にあっては、酪農の導入は不可欠のものである。それは牧草を栽培することによって土のエロージョンをふせぎ、堆肥のかんげん、輪作実施の可能性をつくること等によって、土地生産性をあげると同時に、労働の合理的燃焼によって経営全体としての労働生産性をも高めるからである。しかし、現時点においては酪農の導入は借入金に依存せずには不可能であり、しかもその額は年間粗収入をも上まわるほどのもので、経営を圧迫すること著るしいものであった。こうした酪農導入の有利性と困難性の激突が、現在の山村傾斜地農業の最大の問題なわけである。つまり、酪農導入の困難性をのりこえて、有利性を確保する段階に至るか、それに破れて、地力収奪的農業を継続し植林転用への道を清めるか、東岡と二股の違いはまさに前者と後者の違いであった。二股においては先進的に酪農を導入した農家が負債の重圧の前に破れ去り、そうした

姿をみていた近傍の農家においては、借金もしないかわり、全ったく展望のない地力収奪的農業を黙々と続け、植林転用のみが展開していった。東岡においては、初期における困難性を、一つは山林の蓄積を部落内の良心的ブローカー（15戸中1戸を除いたのはこの農家で山林150町、牛25頭飼育している）の手で有効に利用され酪農導入の資金源とすると同時に、他方で部落内農家の手間替的協同作業で極力金のかからない施設投資をすることによってきりぬけた。しかもそういったあり方が、非飼養農家に対する酪農導入の有利性をしめすことになり、地区内の全農家を酪農へと向わせつつあるのである。つまり、山林の蓄積と部落内農家のチームワークのよさ（この点は離農者をほとんど出していない点にもうかがわれる）、酪農導入過程における賢実さが、今日の東岡をあらしめているといい。ここでは農・畜・林がみごとに結合されており、山村傾斜地農業への一つの展望を与えているのである。

全道的に、こうした東岡の形態がごく例外的にしか存在せずに、二股的形態が圧倒的であることに農業壊滅的植林転用の基礎があるわけだが、問題は次の2点に整理される。第1は、現在の政策の問題である。35年以降の基本法農政はスクラップアンドビルド的な離農促進、自立経営の育成を基調としているが、それは労働集約的農業生産を基調とする山村傾斜地農業にあっては、離農＝耕境後退の側面を強くもち、最後的には部落単位の壊滅さえももたらすものとして機能することである。これは東岡が35年以降1戸の離農者もださずに着実な前進をとげていることと、二股の壊滅的な植林進行の状況をつき合わせることによって明らかであろう。さらに、山村地域の主要な収入源である畑作物と牛乳の価格が、きわめて不安的なままに放置されてき、特に植林転用が進行した35年以降の米価との乖離ははなはだしいものがあった。こうした政策のあり方こそが、数多くの山村を耕境外へと押しやり、絶望的な地力収奪的農業と植林転用の双生児を山村地帯に生み出したのである。第2は、その地域の農民の主体性と歴史性の問題である。東岡においては、自然林を人工林化する上で、S氏という貴重な指導者を得て、林業収入の基礎を全農家がつちかうと同時に、酪農の導入にさいしても部落内農家の手間替によって、“なるだけ金のかからない形での設備投資”という酪農生産の原則を忠実に守って今日を築きあげてきた。そうしたいわば現在の政策

コースとは必ずしも相入れない部落内全農家のチームワークのよさこそ、酪農生産の困難性をのりこえさせ有利性を獲得させる基礎であった。このことは、山村が、特に35年以前は山林賃労働収入にかなり依存したかたちで農家経済が営まれ、農業経営に対するきびしさなり熟練度、生産手段装備において平場農村に一段階遅れていること、それが冬山造材から夏山造材に林業生産がかわりつつあり、兼業の場を失って、平場農村と直接的な競争関係にたたされる状況から35年段階を迎えたことを考えるならば、きわめて大切な条件であったといわなければならない。

かくして、山村傾斜地農業と植林転用の問題は、35年以降の農業政策のあり方と、受けとめる農民主体の問題として把握されるわけであるが、特に北海道においてはそうした地域の農業経営にとって酪農の導入が不可欠の条件であることが明らかになっている現在、農民相互間を競争関係でなく協力関係に立たせながら、政策的に如何にして酪農経営を存立させ、農・畜・林を結合した経営をつくりだすかが急務の課題として提起されているわけである。農民的土地所有の崩壊をそのまま続けさせることなく、山村傾斜地農業を本格的に確立させるためには、こうした政策主体の認識・方針の是正と、それを受けとめる民間間の協力関係の成熟如何にかかっているといつて過言ではない。

〔付記〕

小論を書くにあたっては、川村琢教授から多くの示唆を与えられ指導をうけた。また、湯沢誠先生を会長とする北海道土地問題研究会のメンバーからは適切なアドバイスを受けおおいに参考にさせていただいた。さらに、林学研究室大学院生石井寛君には実態調査を含めて多大な協力をうけ、衷心より感謝する次第である。

- 1) 両部落の印象的概観と問題点の基本的な指摺は北方農業1967年8月号にしてあるので参照していただきたい。
- 2) このことは、非農業側からの需要を基礎とした植林地価格の高騰が一定程度認められるので、そういえないこともないが、まだ反8,000~10,000円の水準であり、それは山村地域といえども一般的には農業生産が負担出来る地代逆算価格を上まわるものではない。つまり、この間離農を激発させ、残存農家の規模拡大能力、生産力水準を低く固定化させた経済事情こそが、基本的要因としてつかまれねばならない。

THE PRESENT SITUATION OF REFORESTATION OF FARM LAND

By

Sigeru Usami

1. From the 35 th year of Showa onward, reforestation of farm land is increasing rapidly. It is estimated that 10,000 ha. of farm land are reforested each year in Japan.

2. Such phenomenon appears general throughout mountain villages all over the country. Among them, Hokkaido district, San-in district, and West-South region ranging from Mie Prefecture to Kagoshima stand out as rapid reforestation areas.

3. Analysing the factors, it is indicated that collapse of farming in mountain villages is the one basic factor, and rising timber prices relative to farm products is another. Especially in Hokkaido, collapse of mountain villages' farming is caused by the following two factors. One is destruction of land fertility through repeated cropping of beans and pepermint, the other is poor enterprise alternatives in farming in mountainous areas, especially, difficulties in shifting to the dairy production.